資料１

こども性暴力防止法の認定等について

目次

- 論点①　認定等の基準 …… 3
- 論点②　共同認定 …… 9
- 論点③　認定等の手続 …… 15
- 論点④　認定等の公表等 …… 27
- 論点⑤　認定等の表示 …… 36

論点① 認定等の基準

6）認定等

論点① 認定等の基準

○　法第20条第１項においては、内閣総理大臣（こども家庭庁）は、民間教育保育等事業者による認定申請の内容が、

・　民間教育保育等事業及び教育保育等従事者の業務に該当し、

・　次のアからカまでに掲げる基準に適合する

と認めるときに、認定することとされている。

ア　犯罪事実確認を適切に実施するための体制の整備

イ　児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置の実施（第１回検討会　安全確保措置で検討）

ウ　児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置の実施（第１回検討会　安全確保措置で検討）

エ　児童対象性暴力等対処規程の作成

オ　教育保育等従事者への研修受講（第１回検討会　安全確保措置で検討）

カ　情報管理措置の実施（第２回検討会　情報管理措置で検討）

○　特に、ア及びエの事項について、その具体的内容を、内閣府令及びガイドラインにおいて、規定・明確化する必要がある。

○　なお、法第19条第１項においては、認定は、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の認定とすることとされている。

6）認定等

論点①　認定等の基準

ア　犯罪事実確認を適切に実施するための体制の整備

前提・考え方

○　法第20条第１項第１号においては、認定を受けようとする民間教育保育等事業者に対し、対象業務従事者に対する犯罪事実確認を適切に実施するための体制として内閣府令で定めるものを備えていることを求めている。

○　法第26条においては、認定事業者等（認定を受けた民間教育保育等事業者又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者）に対して、次の①から④までに掲げる犯罪事実確認の事務を定めており、これらの措置を適切に実施することができる体制が必要となる。

①　新たに従事させようとする者に対する犯罪事実確認（第１項）
②　従事までに犯罪事実確認を行ういとまがない場合の必要な措置（第２項）
③　認定時現職者に対する犯罪事実確認（第３項）
④　確認済みの者に対する５年ごとの犯罪事実確認（第６項）

○　これらの犯罪事実確認を適切に実施する上では、次のような観点から行われることが重要と考えられる。

・　適切かつ遅滞なく業務管理が行われること
・　事業者だけでなく、対象業務従事者自身が、犯罪事実確認の必要性、手続等について理解した上で必要な対応を行うこと
・　いとま特例を適用する場合に、適切な対応が図られること

6）認定等

対応案

○　法第20条第１項第１号の「犯罪事実確認を適切に実施するための体制として内閣府令で定めるもの」については、次の①から④までに掲げる措置の適切な実施を確保するための責任者が選任されていることを要件として内閣府令で定めることとし、その留意事項等については、ガイドラインにおいて示すこととしてはどうか。

内閣府令	ガイドライン
①　犯罪事実確認を計画的かつ適切に実施するための業務を管理すること	■　対象業務従事者の犯罪事実確認を期限までに適切に行うため、必要に応じて、事務計画の作成（例　年間スケジュールの作成）、執行体制の構築（例　責任者、担当者等の決定）等を行うこと ■　予定どおりに犯罪事実確認を行うことができない場合を想定して、必要な対応を事前に行っておくこと（例　戸籍提出への協力が得られない場合を想定して、対象業務従事者への事前同意、就業規則等の整備等を行っておく）　等
②　犯罪事実確認の必要性、対象、手続等の事項について、対象業務従事者に事前に通知すること	■　次の事項について、対象業務従事者に、事前に書面で通知すること ・　犯罪事実確認の必要性 ・　当該対象業務従事者が犯罪事実確認の対象であること ・　犯罪事実確認の交付申請のスケジュール及び流れ ・　対象業務従事者が行うべき事項（申請アカウントの作成、戸籍等の提出、研修受講等）及びそれが行われなかった場合の対応　等
③　交付を受けた犯罪事実確認書を適切に確認すること	■　交付を受けた犯罪事実確認書について、確認の遅れ、誤り、漏れ等がないように確認すること　等
④　法第26条第２項に定める犯罪事実確認の特例（いとま特例）の適用に当たり、 ・　特例を適用する「やむを得ない事情」に該当することを証する書類等を保存すること ・　特例の対象業務従事者に対して、必要な措置等について書面で説明すること	■　「やむを得ない事情」に該当することを証する書類等については、法第29条に定める報告徴収及び立入検査の際に提示が求められうることを踏まえて、適切に保存・管理すること ■　いとま特例が適用される場合には、特定対象となる従事者が必要な措置を適切に行うことが不可欠であることから、その理解が適切になされるよう努めること　等

６）認定等

論点①　認定等の基準

エ　児童対象性暴力等対処規程の作成

前提・考え方

○　法第20条第１項第４号においては、認定を受けようとする民間教育保育等事業者は、次の①から③までに掲げる措置を定めた児童対象性暴力等対処規程を作成し、かつその内容が内閣府令で定める基準に適合するものであることを求めている。

①　防止措置
②　児童対象性暴力等の調査
③　児童対象性暴力等を受けた児童等の保護・支援

○　これら①から③までの措置については、学校設置者等については第６条及び第７条の規定に基づきその実施が担保されている（具体的内容については、既に第１回・第２回検討会において検討）。

○　また、法第24条第３項においては、認定事業者等は、児童対象性暴力等対処規程の措置を変更するとき（軽微な変更として内閣府令で定めるものを除く。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨をこども家庭庁に届け出なければならないこととされている。

6）認定等

こどもまんなか
こども家庭庁

論点①　認定等の基準

エ　児童対象性暴力等対処規程の作成

対応案

○　法第20条第１項第４号に定める児童対象性暴力等対処規程の内容については、法第６条及び第７条の規定に基づき学校設置者等に求める措置（防止措置、調査、保護・支援）の内容と同等のものを、内閣府令において定めることとしてはどうか。
　また、児童対象性暴力等対処規程の例については、民間教育保育等事業者・事業運営者が作成する際の参考とできるよう、ガイドラインにおいて示すこととしてはどうか。
　さらに、共同認定の場合は、民間教育保育等事業者と事業運営者間での役割分担に関する記載を内閣府令において求めることとしてはどうか。

○　法第24条第３項に定める児童対象性暴力等対処規程の変更の届出に関し、次の①及び②に掲げる事項について、内閣府令において定めることとしてはどうか。

①　届出事項
- 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 認定等事業（認定等に係る民間教育保育等事業）の概要及びいずれの民間教育保育等事業に該当するかの別
- 変更の内容及び理由（変更の内容については、新旧の対照を明示すること。）
- 変更後の児童対処性暴力等対処規程の実施予定日
- （共同認定の場合）児童対象性暴力等対処規程に定める事項に関する民間教育保育等事業者と事業運営者の役割

②　届出方法
- 原則として、オンラインで行うこと
- 共同認定である場合には、民間教育保育等事業者及び事業運営者の両方が内容を確認・合意した上で届け出ること

○　また、当該届出の例外となる「軽微な変更」については、次に掲げる事項を内閣府令で定めることとしてはどうか。
- 法第20条第１項第４号により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている事項の実質的な内容を変更しないもの（部署名・役職名の形式的な変更）
- 法第20条第１項第４号により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている事項以外の措置内容の変更（認定事業者等において、早期把握、相談、研修等の定めることが規定されていない措置を講じている場合に、当該措置を変更するとき等）

論点② 共同認定

6）認定等

論点② 共同認定

○　法第21条第１項においては、民間教育保育等事業者及び事業運営者は、当該事業運営者の管理する事業所において行われる民間教育保育等事業について、共同認定を受けることができることとされている。

（※　事業運営者：　民間教育保育等事業者から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項による指定（指定管理）又は委託を受けて、民間教育保育等事業を行う事業所を管理する者）

○　共同認定については、次のア及びイに掲げる事項の詳細を、ガイドラインにおいて示す必要がある。

ア　事業運営者の定義

イ　共同認定の事業者間の役割分担

6）認定等

論点② 共同認定

ア　事業運営者の定義

前提・考え方

○　法第19条においては、事業運営者の定義について、民間教育保育等事業者からの指定管理又は委託により、当該民間教育保育等事業者が行う民間教育保育等事業に係る事業所を管理する者とされている。

・　指定管理の場合、指定管理者に行わせる具体的な業務の範囲（事業運営全体・施設の維持管理等）は条例で定められることとなっている。
・　委託の場合であっても、認可外保育施設、放課後児童クラブ等に適用される公的な設備等の基準は、委託先の運営者が満たす必要がある。

○　また、法第21条第１項においては、民間教育保育等事業者及び事業運営者は、当該事業運営者の管理する事業所において行われる民間教育保育等事業について、共同認定を受けることができることとされている。

対応案

○　法第19条に定める事業運営者については、次のとおり、その定義をガイドラインにおいてより具体的に明確化することとしてはどうか。

・　指定管理者又は委託を受けた管理する者は、当該事業所で行われる対象事業の運営全体を担う者をいうこと。
・　このため、施設の維持管理のみを担う場合等は、該当しないこと。
・　なお、民間教育保育等事業者自らが当該民間教育保育等事業を行うとした場合に適用される公的な設備、運営、人員等の基準があるときは、これと同等の基準を満たすことが必要となること。

6）認定等

こども家庭庁

対応案（続き）

○　また、次のとおり、事業運営者の該当性に関する具体例について、ガイドラインにおいて示すこととしてはどうか。

「事業運営者」に該当する例	制度上の対応
・　市町村Aから放課後児童クラブの運営の全部の委託を受け、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）と同等の基準を満たしつつ、当該放課後児童クラブの運営を行う民間事業者B	・　左の市町村A及び民間事業者B並びに民間事業者C及び民間事業者Dは、共同認定の申請が可能。 ・　事業運営者自身が、放課後児童健全育成事業・認可外保育施設の届出を行っていれば、共同認定ではなく、その事業運営者単独で認定を受けることも可能。 ※　ただし、「子育て短期支援事業」については、児童福祉法上、市町村しか実施できないこととなっているため、事業運営者が運営する事業所で認定を受けようとする場合には、共同認定を受けることが必須となる。 ・　民間教育保育等事業者（市町村A・民間事業者C）も、法律上の設置者として、事業運営の最終的な責任を負う。認定取消しの効果（欠格要件を含む。）は、共同認定を受けた両者に及ぶ。 ・　市町村Aが民間事業者B及びB'に対して、それぞれ別施設の放課後児童クラブの委託を行う場合は、別々に共同認定を受けることが必要（一つの共同認定として受けることはできない）。
・　民間事業者Cから認可外の事業所内保育施設の運営の全部の委託を受け、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号）別紙「認可外保育施設指導監督の指針」と同等の基準を満たしつつ、当該事業所内保育施設の運営を行う民間事業者D	

「事業運営者」に該当しない例	制度上の対応
・　市町村Eが設置・運営する放課後児童クラブの運営業務の一部（一部の体験活動等）のみの委託を受けている民間事業者F	・　共同認定ではなく、市町村Eが単独で認定を受ける。 ・　委託先の従事者の犯罪事実確認や、現場の安全確保措置は、認定を受けた市町村Eが実施。
・　市町村Gから土地や建物のみ賃借し、自らが認可を受けて各種学校を運営する民間事業者H	・　民間事業者Hが、単独で認定を受ける。

6）認定等

論点② 共同認定

イ　共同認定の事業者間の役割分担

前提・考え方

○　法第21条第２項においては、共同認定は、これを受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者の共同の申請により行うこととされている。

○　また、法第21条第３項において準用する第20条の規定により、共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者は、
- 犯罪事実確認
- 安全確保措置（早期把握、面談、児童対象性暴力等対処規程の作成（防止措置、調査、保護・支援）、研修）
- 情報管理措置

を、共同で行うこととされており、法第21条第３項において準用する第19条第４項第２号の規定により、これらの措置の具体的な役割分担については、あらかじめ、共同認定の申請書類に添付することとされている。

○　さらに、法第33条第２項においては、犯罪事実確認書の交付申請について、民間教育保育等事業者及び事業運営者が共同で申請を行うこととされており、同条第３項に基づき、いずれの事業者が犯罪事実確認書の送付を受けるかについて、申請書に記載することとされている。
　こども家庭庁は、法第35条第２項に基づき、当該申請書に記載された事業者に対して犯罪事実確認書を送付し、送付を受けた事業者は、法第26条第７項に基づき、防止措置の実施に必要な限度において、他方の事業者に犯罪事実確認記録を提供することができることとされている。

○　なお、法第30条第１項又は第２項により共同認定が取り消された場合には、法第21条第３項により準用する第20条第２項の規定に基づき、共同認定の取消しによる欠格要件は、当該共同認定を受けていた民間教育保育等事業者及び事業運営者の両者に及ぶこととなるなど、お互いの責任が、それぞれの事業運営等に及ぼす影響が大きいことに留意する必要がある。
※　例えば、事業運営者の行為により認定が取り消された場合、民間教育保育等事業者（地方自治体等）についても、法に基づく認定等の欠格期間が生じ、２年間は他の事業に関して認定等を受けることができないこととなる。

○　以上のような、共同認定を受ける民間教育保育等事業者及び事業運営者の間の役割分担について、ガイドラインにおいて明確化する必要がある。

6）認定等

論点② 共同認定

イ　共同認定の事業者間の役割分担

対応案

○　共同認定を受ける民間教育保育等事業者及び事業運営者の間の役割分担については、法令で特別に定められる事項を除いて特段のルールはなく、指定管理に係る協定や個々の委託契約上の取決めに即して、決定することが可能である。
　このため、次のような民間教育保育等事業者・事業運営者の役割分担の一例について、ガイドラインにおいて示すこととしてはどうか。

	民間教育保育等事業者	事業運営者
犯罪事実確認	民間教育保育等事業者が雇用等する者について実施	事業運営者が雇用等する者について実施
防止措置	民間教育保育等事業者が雇用等する者について、人事権に基づいた措置（配置転換等）を実施 ※　事業運営者が雇用等する者について、悪質な児童対象性暴力等があった場合などは、児童対象性暴力等の防止に最終的な責任を負う立場から、適切な措置を講じるよう指示	・　民間教育保育等事業者が雇用等する者について、現場の服務監督権に基づいた措置（こどもと１対１にさせない等）を実施 ・　事業運営者が雇用等する者について、人事権・現場の管理監督権に基づいた措置を実施
犯罪事実確認記録の情報提供	民間教育保育等事業者が雇用等する者の犯罪事実確認記録について、防止措置の実施に必要な範囲で、事業運営者に提供	事業運営者が雇用等する者の犯罪事実確認記録について、防止措置の実施に必要な範囲で、民間教育保育等事業者に提供（※）
早期把握 **相談** **調査** **保護・支援** **研修**	民間教育保育等事業者・事業運営者が連携して実施 ※　対応の例 ・　早期把握・相談については、児童等に近い事業運営者が一義的に行い、民間教育保育等事業者は報告があった場合に事業運営者と共に対応検討（必要に応じ自ら早期把握・相談を実施） ・　調査、保護・支援については、事業運営者が初動対応を行い、民間教育保育等事業者は他施設も含めた再発防止や、児童等の中長期的なサポートの観点からの対応（児童対象性暴力等対処規程に両者の役割分担を記載する旨、内閣府令で規定）	
情報管理措置	それぞれが保有する犯罪事実確認記録等について管理（情報管理規程に両者の役割分担を記載する旨、内閣府令で規定） ※防止措置を実施するに当たり、どちらかの事業者内で措置が完結する場合には、不必要に情報を共有しないこと	
定期報告等	定期報告、変更・廃止の届出等については、一方が作成し、他方が確認を行った後に提出（内閣府令で規定） 法において求める措置に関する役割分担（児童対象性暴力等対処規程・情報管理規程の役割分担にあっては、変更時の届出による）を変更する場合には、変更点について、定期報告の際に報告（内閣府令で規定）	

（※）民間教育保育等事業者が、事業運営者が雇用等する者に対して、「特定性犯罪事実該当者であること」をもって防止措置を講じることは基本的に想定されないことから、事業運営者から民間教育保育等事業者への犯罪事実確認記録の提供は行わない。

論点③ 認定等の手続

6）認定等

論点③ 認定等の手続

法第19条及び第20条に基づく認定等の手続については、次のアからエまでに掲げる事項の詳細を、政令、内閣府令、ガイドライン及びマニュアルにおいて規定・明確化する必要がある。

ア　手続の具体的な手順
イ　申請書記載事項・添付書類
ウ　標準処理期間
エ　手数料（次回以降に検討）

6）認定等

論点③　認定等の手続

ア　手続の具体的な手順
ウ　標準処理期間

前提・考え方

○　法第19条第２項においては、認定は、認定を受けようとする民間教育保育等事業者の申請により行うこととされている。
　また、法第21条第２項においては、共同認定は、共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者の共同の申請により行うこととされている。

○　これらの認定審査に当たっては、申請された事業・業務の内容、規模等に応じて審査内容等に差があるため、申請ごとに所要時間に差が生じると想定される。

（標準処理期間）
- 申請が行政庁の事務所に到達してから処分をするまでに通常要すべき標準的な目安期間をいう。
- 申請内容の補正や、書類（情報）の追加等に要する期間は、標準処理期間に算入しない。
- 申請の内容や混雑具合などによっては、標準処理期間を超えることがある。

※　例：再生可能エネルギー発電事業計画認定　２から４か月、公益認定　４か月

対応案

○　具体的な認定申請及び共同認定申請のフローは、次ページ以降のとおり、ガイドラインにおいて示すこととしてはどうか。

○　認定申請及び共同認定申請の標準処理期間については、そのフローを踏まえ、１か月から２か月として、ガイドラインにおいて示すこととしてはどうか。

認定申請に対する事務フロー（認定）

○ 民間教育保育等事業者が認定申請を行う際の事務フローは以下のとおり。

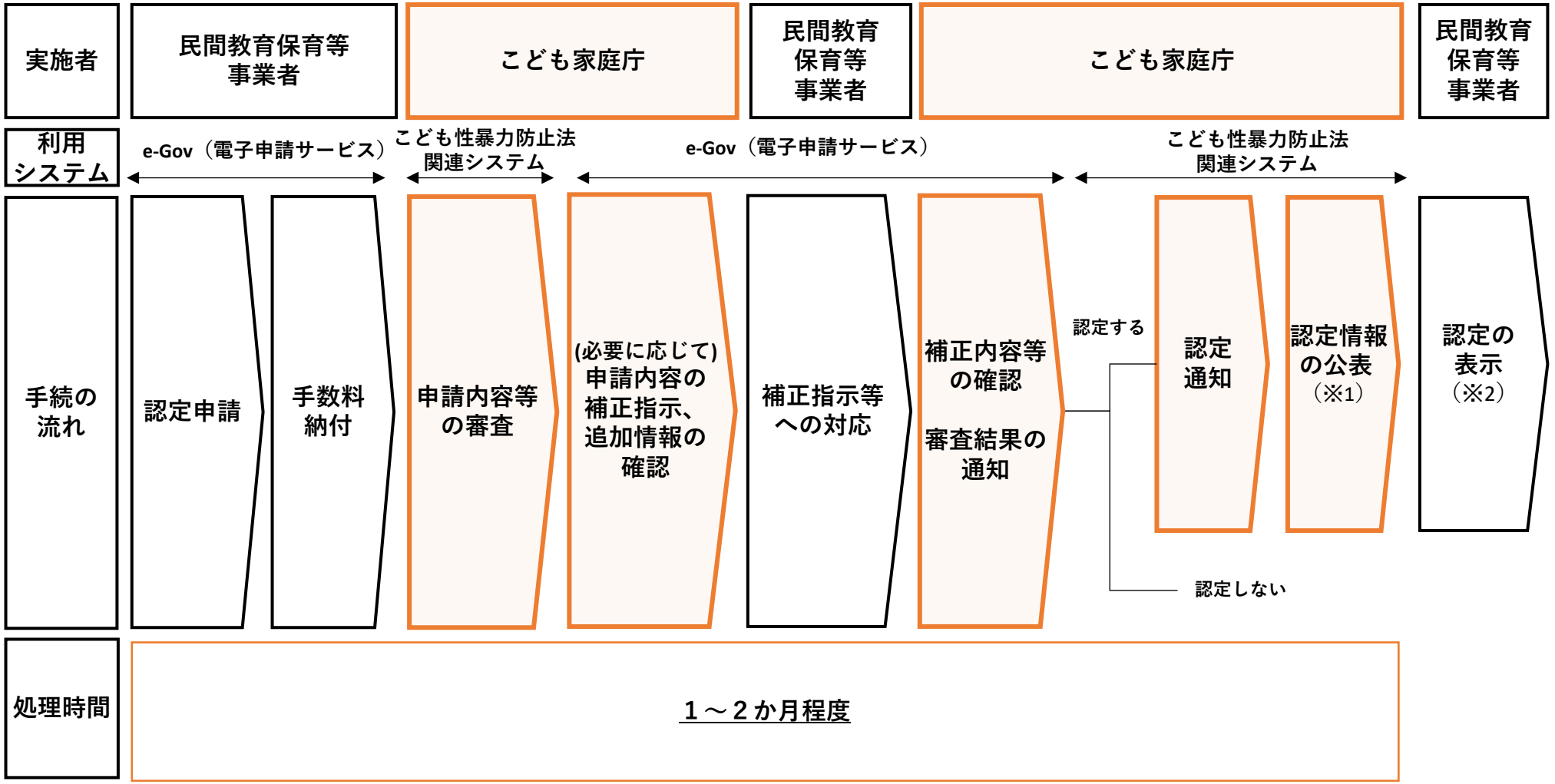

（※1）認定事業者等の認定情報（事業者名、事業所名、事業・業務概要等）をこども家庭庁が公表する。
（※2）認定を受けている旨（認定マーク）を広告等に付することができる。

認定申請に対する事務フロー（共同認定）

○ 民間教育保育等事業者及び事業運営者が共同認定申請を行う際の事務フローは以下のとおり。

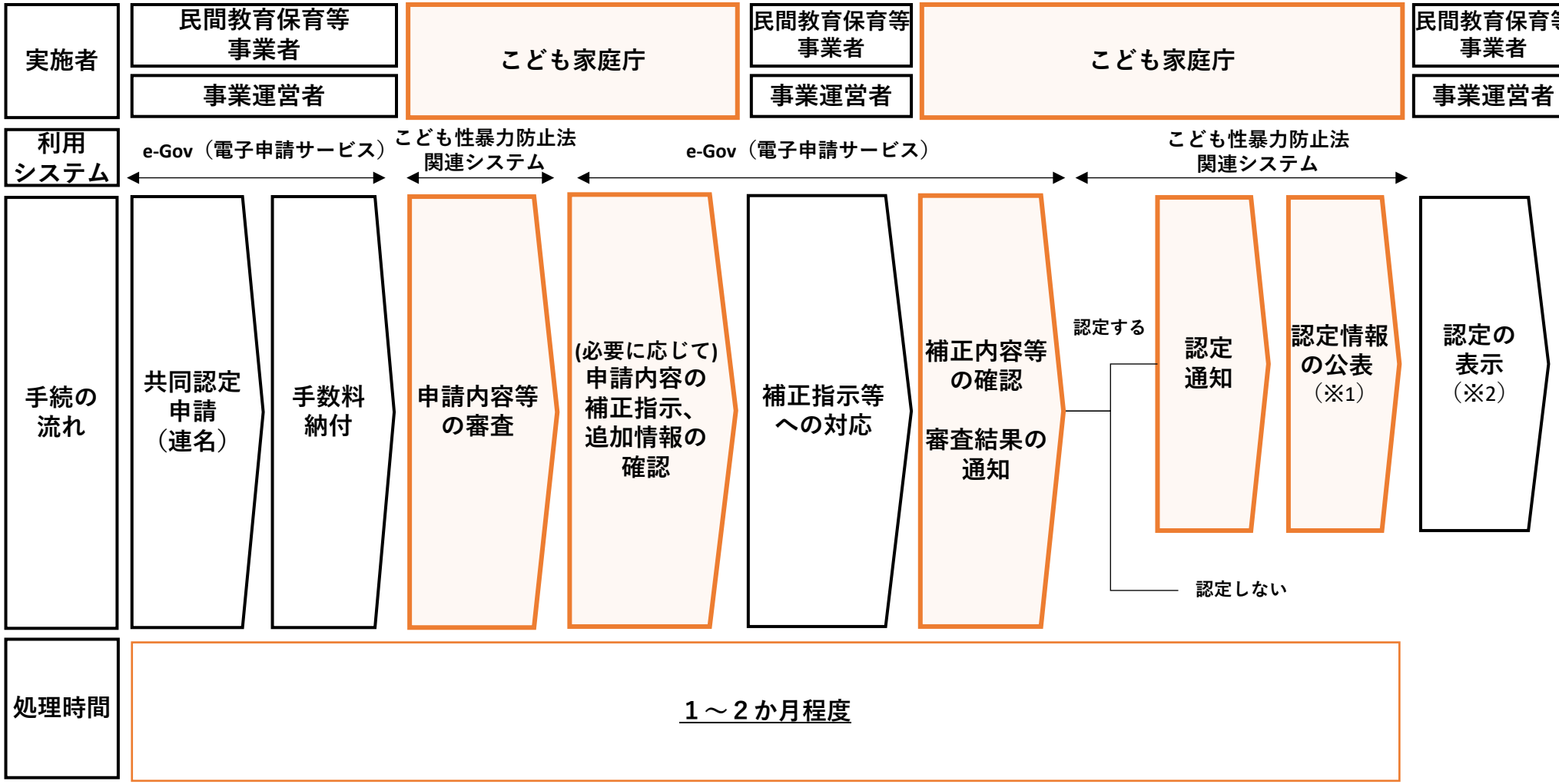

（※1）認定事業者等の認定情報（事業者名、事業所名、事業・業務概要等）をこども家庭庁が公表する。
（※2）認定を受けている旨（認定マーク）を広告等に付することができる。

6）認定等

こども家庭庁

論点③　認定等の手続

イ　申請書記載事項・添付書類

前提・考え方

○　法第19条第３項においては、認定を受けようとする民間教育保育等事業者は、内閣府令で定めるところにより、次の①から⑤までの事項を記載した申請書をこども家庭庁に提出しなければならないこととされている。

【申請書記載事項】
①　民間教育保育等事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名（第１号）
②　民間教育保育等事業の概要及び法第２条第５項各号に掲げる事業のいずれの事業に該当するかの別（第２号）
③　民間教育保育等事業を行う事業所の名称及び所在地（第３号）
④　民間教育保育等事業の対象業務従事者の業務の概要（第４号）
⑤　その他内閣府令で定める事項（第５号）
※　共同認定である場合は、民間教育保育等事業者に加え、事業運営者の情報を含む（②～④については、事業運営者で行われるもののみ）。

○　申請書記載事項については、①から④までに掲げる事項に加え、
・　認定時現職者の犯罪事実確認が適切に行われることを担保するため、申請時の対象業務従事者の人数
・　認定申請のあった民間教育保育等事業者のなりすましの防止等のため、GビズID
についても、提出を求めることが必要と考えられる。

○　また、提出方法について、内閣府令で定める必要がある。

6）認定等

論点③　認定等の手続

イ　申請書記載事項・添付書類

前提・考え方（続き）

○　さらに、法第19条第４項各号においては、申請書には、次の❶から❺までに掲げる書類を添付しなければならないこととされている。

【添付書類】
❶　民間教育保育等事業及び対象業務従事者の業務の詳細を説明する資料（第１号）
❷　認定基準に適合していることを証する資料（第２号）
❸　児童対象性暴力等対処規程（第３号）
❹　犯罪事実確認を適切に実施する旨を誓約する書面（第４号）
❺　その他内閣府令で定める書類（第５号）
※　共同認定である場合は、民間教育保育等事業者に加え、事業運営者の書類（❷については、事業の運営や法で求められる措置に関する両者の役割分担を示す資料）を含む。

○　添付書類については、 ❶から❹までに掲げる事項に加え、
・　申請書記載事項のうち、①（事業者名等）・③（事業所の所在地等）を証する書類（定款、登記事項証明書等）
・　申請書記載事項のうち、②（民間教育保育等事業の概要等）を証する書類
・　情報管理規程
・　申請者が法に掲げる欠格事由（法第20条第２項）に当たらないことを誓約する書面
・　法人の役員の欠格要件の有無を確認するため、役員の氏名、略歴等を示す書類
の提出を求めることが必要と考えられる。

6）認定等

論点③　認定等の手続

イ　申請書記載事項・添付書類

対応案

○　法第19条第３項及び第４項の申請書記載事項及び添付書類のうち、内閣府令で定めるものについては、次表に掲げるとおり、定めることとしてはどうか（内閣府令規定事項は下線部分）。

申請書記載事項（法第19条第３項）	添付書類（法第19条第４項）
民間教育保育等事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名（第１号）	定款・登記事項証明書（第５号） ※　申請者が国、地方公共団体、地方独立行政法人又は国立大学法人の場合は、不要 ※　申請者が法人格のない社団又は財団の場合は、定款に準ずるもの（会則、規約等）・登記事項証明書に準ずるもの ※　申請者が個人の場合は、住民票の写し
民間教育保育等事業を行う事業所の名称及び所在地（第３号）	
民間教育保育等事業の概要及び法第２条第５項各号に掲げる事業のいずれの事業に該当するかの別（第２号）	民間教育保育等事業を行っていることを証する資料（第５号） ※　申請者が国、地方公共団体、地方独立行政法人又は国立大学法人の場合は、民間教育事業の申請を除き、不要
民間教育保育等事業の対象業務従事者の業務に該当すると思料するものの業務の概要（第４号）	民間教育保育等事業及び業務の詳細を説明する資料（第１号）
対象業務従事者に該当すると思料するものの人数（第５号）	―
事業者の異なるフランチャイズ事業者が申請対象事業と同一事業を行っている場合には、その旨（第５号）	―
GビズID（第５号）	
―	認定基準に適合していることを証する書類（第２号）
―	児童対象性暴力等対処規程（第３号）
―	犯罪事実確認を適切に実施する旨を誓約する書面（第４号）
―	情報管理規程（第５号）
―	欠格に該当しないことを誓約する書面（第５号）
―	役員の氏名、略歴等を示す書類（第５号） ※　申請者が国又は地方公共団体の場合は、不要

6）認定等

こども家庭庁

対応案（続き）

○　法第21条第３項により準用する第19条第３項及び第４項の共同申請に関する申請書記載事項及び添付書類のうち、内閣府令で定めるものについては、次表に掲げるとおり、定めることとしてはどうか（内閣府令規定事項は下線部分）。

申請書記載事項（法第21条第３項により準用する第19条第３項）	添付書類（法第21条第３項により準用する第19条第４項）	
民間教育保育等事業者及び事業運営者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名（第１号）	定款・登記事項証明書（第５号） ※　申請者が国、地方公共団体、地方独立行政法人又は国立大学法人の場合は、提出不要 ※　申請者が法人格のない社団又は財団の場合は、定款に準ずるもの（会則、規約等）・登記事項証明書に準ずるもの ※　申請者が個人の場合は、住民票の写し ※　民間教育保育等事業者、事業運営者それぞれの提出が必要	
民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）を行う事業所の名称及び所在地（第３号）		
民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）の概要及び法第２条第５項各号に掲げる事業のいずれの事業に該当するかの別（第２号）	民間教育保育等事業を行っていることを証する資料（第５号） ※　申請者に国、地方公共団体、地方独立行政法人又は国立大学法人が含まれる場合は、民間教育事業の申請を除き、不要	
民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）の対象業務従事者の業務に該当すると思料するものの業務の概要（第４号）	民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）及び業務の詳細を説明する資料（第１号）	
対象業務従事者に該当すると思料するものの人数（第５号） ※　民間教育保育等事業者、事業運営者それぞれの提出が必要	―	
事業者の異なるフランチャイズ事業者が申請対象事業と同一事業を行っている場合には、その旨（第５号）		
GビズID（第５号） ※　民間教育保育等事業者、事業運営者それぞれの提出が必要		
―	認定基準に適合していることを証する書類（第２号）	※　民間教育保育等事業者・事業運営者それぞれの役割を説明した内容を含む
―	児童対象性暴力等対処規程（第３号）	
―	犯罪事実確認を適切に実施する旨を誓約する書面（第４号）	
―	情報管理規程（第５号）	
―	欠格に該当しないことを誓約する書面（第５号）	※　民間教育保育等事業者・事業運営者それぞれの提出が必要
―	役員の氏名、略歴等を示す書類（第５号） ※　申請者が国又は地方公共団体の場合は、不要	

6）認定等

対応案（続き）

○　法第19条第４項第５号（第21条第3項において準用する場合を含む。）により、「民間教育保育等事業を行っていることを証する資料」の添付を求める場合には、法第２条第５項各号に掲げる民間教育保育等事業ごとに添付すべき資料を、次表のとおり、ガイドラインにおいて示すこととしてはどうか。

対象事業（法第２条第５項各号）	添付資料
一　専修学校（一般課程）又は各種学校	認可通知書の写し（私立のみ）
二　高等課程類似教育事業	なし
三　民間教育事業	次ページに掲げる書類
四　児童発達支援事業 五　放課後等デイサービス事業 六　居宅訪問型児童発達支援事業 七　保育所等訪問支援事業 八　児童自立生活援助事業 九　放課後児童健全育成事業 十　子育て短期支援事業 十一　一時預かり事業 十二　小規模住居型児童養育事業 十三　病児保育事業 十四　意見表明等支援事業 十五　妊産婦等生活援助事業 十六　児童育成支援拠点事業 十七　認可外保育事業	事業開始届出書の写し ※　該当する書類がない場合、滅失した場合等には、次のような添付資料とすることが考えられる。 ・　地方自治体ウェブサイトのURL及び掲載画面の写し ・　「ここdeサーチ」上の掲載画面の写し（認可外保育施設）等
九　放課後児童健全育成事業に類する事業 （例　放課後子供教室、地域未来塾）	申請者と地方公共団体との間で締結した当該事業に係る委託契約書の写し又はこれに準ずるもの
十八　障害児に対する指定障害福祉サービス	制度上障害児に対するものと特定を受けたことを証する書類

6）認定等

対応案（続き）

○　「民間教育保育等事業を行っていることを証する資料」のうち、法第２条第５項第３号に掲げる民間教育事業に関するものについては、同号の要件とされている次の①～⑤ごとに、それぞれ次に掲げる資料の添付を求めることについて、ガイドラインにおいて示すこととしてはどうか。

対象要件	添付書類
①　児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であること	・　申請する民間教育事業について、児童等に対してサービスを提供していることが分かる資料（ウェブサイトのURL、パンフレット等の写し等） ・　申請する民間教育事業について、申請時点でサービスを受けている児童等の人数（新規の場合は、１年以内の受入れ予定数）
②　当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が、六月以上であること	申請する民間教育事業について、事業の実施頻度・期間が分かる資料（標準カリキュラム、事業計画、ウェブサイトのURL、パンフレット等の写し等）
③　児童等に対して対面による指導を行うものであること	なし（チェックボックス形式で申請）
④　当該事業を営む者の事業所その他の当該事業を営む者が当該事業を行うために用意する場所において指導を行うものであること	事業の実施場所が分かる資料（ウェブサイトのURL、パンフレット等の写し等）
⑤　当該事業において当該技芸又は知識の教授を行う者の人数が、児童対象性暴力等を防止し及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を保護するための措置を講ずるために必要な人数その他の事情を勘案して政令で定める人数以上であること	政令で定める人数分の主な教育保育等従事者（※）の氏名、住所、生年月日、職名等の情報

※　「主な教育保育等従事者」とは、対象業務について最も従事頻度が高いなど、当該民間教育保育等事業の運営に中心的に関わっている者を想定。

6）認定等

対応案（続き）

○　その他、法第19条第３項（第21条第3項において準用する場合を含む。）に基づき、申請書の提出方法について、次のとおり内閣府令において定めることとしてはどうか。

・　原則として、オンラインで行うこと
・　共同認定である場合には、民間教育保育等事業者及び事業運営者の両方が内容を確認・合意した上で届け出ること

○　また、認定（共同認定の場合を含む。）の申請に関する留意事項については、次のような内容を、ガイドラインにおいて示すこととしてはどうか。

（ガイドライン記載事項の例）

○　申請する「事業」の範囲について

■　法第19条第１項において、認定等は、「事業」に対して行われることとなっている。このため、認定申請は「事業」ごとに行う。
具体的には、申請書記載事項を踏まえて、法第２条第５項各号の項目別に、認定申請することとする。

（認められない例）

・　病児保育事業（第２条第５項第13号）と認可外保育事業（同項第17号）を行う事業者が、両事業を１つの事業として認定申請する

（認められる例）

・　夏休みのキャンプ合宿と冬休みのスキー合宿を自然体験学習（民間教育事業：同項第３号）の一連のプログラムとして位置づけ、１つの事業として認定申請する

○　「民間教育保育等事業及び対象業務従事者の業務の詳細を説明する資料」について

■　民間教育保育等事業を説明する資料としては、その概要が分かるものであれば、事業者のウェブサイト、パンフレット等、既存の資料等を活用して差し支えない。

■　対象業務従事者の業務の詳細を説明する資料としては、その概要が分かるものであれば、対象業務に関する直近の募集要項等、既存の資料等を活用して差し支えない。

論点④ 認定等の公表等

6）認定等

論点④　認定等の公表等

○　法においては、こども家庭庁は、次のアからオまでに掲げる場合に、認定等（認定又は共同認定）に関する事項について、インターネットの利用その他の方法により公表することとされている。

ア　認定等をしたとき（第22条第１項）

【公表事項】
- 認定を受けた認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 認定等事業の概要及びいずれの民間教育保育等事業に該当するかの別
- 認定等事業を行う事業所の名称及び所在地
- 認定等に係る教育保育等従事者の業務の概要
- その他内閣府令で定める事項

イ　認定事業者等から公表事項に変更がある旨の届出があったとき（第24条第１項）

ウ　認定事業者等から全ての認定時現職者の犯罪事実確認を完了した旨の届出があったとき（第26条第４項）

エ　認定事業者等から認定等事業の廃止等の旨の届出があったとき（第31条第１項）

オ　認定等を取り消したとき（第32条第３項）

○　このような公表措置が設けられているのは、国が認定事業者等の基本的な情報を公表し、継続的に適正な認定事業者等の情報を対外的に示すことで、保護者等が民間教育保育等事業者の正確な情報を把握でき、その選択に資するようになるとともに、制度の信頼性を高めるためである。

○　このような考え方の下、アからエまでについては、必要な事項について、内閣府令・ガイドラインにおいて規定・明確化する必要がある。

6）認定等

論点④　認定等の公表等

ア　認定等をしたとき（第22条第１項）

前提・考え方

○　法第22条第１項においては、こども家庭庁は、認定等をしたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を、認定事業者等に通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとされている。

【公表事項】
- 認定を受けた認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 認定等事業の概要及びいずれの民間教育保育等事業に該当するかの別
- 認定等事業を行う事業所の名称及び所在地
- 認定等に係る教育保育等従事者の業務の概要
- その他内閣府令で定める事項

○　その他内閣府令で定める事項としては、保護者の選択に資する情報を付加することが考えられる。

○　また、対象事業の中には、フランチャイズ本部が加盟店とフランチャイズ契約を結び、異なる事業者が、同一の事業名（例：XX教室、YY塾）でそれぞれ民間教育保育等事業を運営している場合がある。
　認定事業者等の義務を履行できる権限や体制が加盟店自身にある場合は、フランチャイズ本部とは別に、加盟店が認定等を申請・取得することになる。この場合、同一の事業名であっても、認定等を取得している事業者が運営する加盟店と、認定等を取得していない事業者が運営する加盟店が存在する可能性が生じるため、これを保護者等が誤解をしないように情報提供することが、重要と考えられる。

【参考】用語の整理

○　フランチャイズ契約：フランチャイズの定義は様々だが、一般的には本部事業者が加盟者に対して、特定の商標、商号等を使用する権利を与えるとともに、加盟者のサービス提供、事業・経営について統一的な方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟者が本部事業者に金銭を支払う事業形態であるとされている。

（※）フランチャイズ契約のイメージ

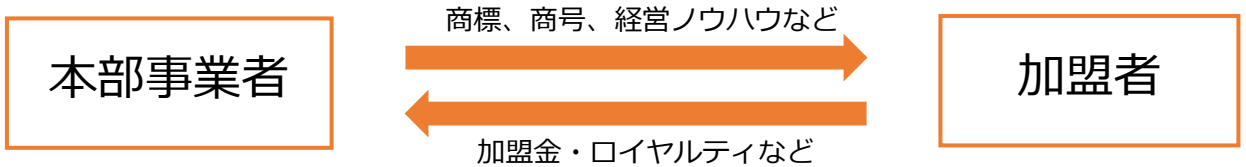

6）認定等

論点④　認定等の公表等

ア　認定等をしたとき（第22条第１項）

対応案

○　法第22条第１項第５号に定める認定等の際の公表事項として「内閣府令で定める事項」については、次に掲げる事項を定めることとしてはどうか。

- 認定等の年月日
- 事業者の異なるフランチャイズ事業者が同じ事業を行っている場合には、その旨

6）認定等

論点④　認定等の公表等

イ　認定事業者等から公表事項に変更がある旨の届出があったとき（第24条第１項）

前提・考え方

○　法第24条第１項においては、認定事業者等は、こども家庭庁による公表事項を変更するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨をこども家庭庁に届け出なければならないこととされている。

【公表事項】
- 認定を受けた認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 認定等事業の概要及びいずれの民間教育保育等事業に該当するかの別
- 認定等事業を行う事業所の名称及び所在地
- 認定等に係る教育保育等従事者の業務の概要
- その他内閣府令で定める事項（認定年月日、フランチャイズの有無）

○　この届出については、次の①及び②に掲げる事項について、内閣府令において定める必要がある。
①　届出事項
②　届出方法

○　また、変更の届出ではなく新規認定等の申請として届け出る場合の判断基準や、「あらかじめ」の意味する提出期限について、ガイドラインにおいて明確化する必要がある。

6）認定等

論点④　認定等の公表等

イ　認定事業者等から公表事項に変更がある旨の届出があったとき（第24条第１項）

対応案

○　法第24条第１項に定める認定等事業の変更事項の届出に関し、次の①及び②に掲げる事項について、内閣府令において定めることとしてはどうか。

①　届出事項
- 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 認定等事業の概要及びいずれの民間教育保育等事業に該当するかの別
- 変更事項及び理由
- 変更年月日

②　届出方法
- 原則として、オンラインで行うこと
- 認定申請時の添付書類に更新がある場合には、併せて添付すること
- 共同認定である場合には、民間教育保育等事業者及び事業運営者の両方が内容を確認・合意した上で届け出ること

○　変更の届出に関する留意事項等について、次のとおりガイドラインにおいて示すこととしてはどうか。

- いずれの民間教育保育等事業に該当するかの別を変更する場合には、認定等事業が全く別のものになることから、事業の廃止の届出を行うとともに、新たに認定等の申請を行うこと。
- 変更の届出については、変更年月日の２週間前までに行うこと。

6）認定等

論点④　認定等の公表等

ウ　認定事業者等から全ての認定時現職者の犯罪事実確認を完了した旨の届出があったとき（第26条第４項）

前提・考え方

○　法第26条第４項においては、認定事業者等は、全ての認定時現職者の犯罪事実確認を期限内に完了したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨をこども家庭庁に届け出ることとされている。
　こども家庭庁は、当該届出を受けたときは、同条第５項に基づき、その旨を公表することとされている。

○　この届出については、次の①及び②に掲げる事項について、内閣府令において定める必要がある。
①　届出事項
②　届出方法

対応案

○　法第26条第４項に定める認定時現職者の犯罪事実確認完了の届出に関し、次の①及び②に掲げる事項について、内閣府令において定めることとしてはどうか。

①　届出事項
- 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 認定等事業の概要及びいずれの民間教育保育等事業に該当するかの別
- 全ての認定時現職者の犯罪事実確認が完了した年月日

②　届出方法
- 原則として、オンラインで行うこと
- 共同認定である場合には、民間教育保育等事業者及び事業運営者の両方が内容を確認・合意した上で届け出ること

6）認定等

論点④　認定等の公表等

エ　認定事業者等から認定等事業の廃止等の旨の届出があったとき（第31条第１項）

前提・考え方

○　法第31条第１項においては、認定事業者等は、認定等事業を廃止するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨及び廃止の日をこども家庭庁に届け出なければならないこととされている。
　こども家庭庁は、当該届出があったときは、同条第２項に基づき、遅滞なく、その旨及び廃止の日を公表することとされている。

○　廃止の届出については、次の①及び②に掲げる事項について、内閣府令において定める必要がある。
①　届出が必要な場合
②　届出事項
③　届出方法

○　また、「あらかじめ」の意味する提出期限について、ガイドラインにおいて明確化する必要がある。

6）認定等

論点④　認定等の公表等

エ　認定事業者等から認定等事業の廃止等の旨の届出があったとき（第31条第１項）

対応案

○　法第31条第１項に定める認定等事業の廃止の届出に関し、次の①から③までに掲げる事項について、内閣府令において定めることとしてはどうか。

①　廃止の届出が必要な場合
- 認定等の対象となっている民間教育保育等事業そのものを廃止する場合
- 認定等の対象となっている民間教育保育等事業は継続するが、これ以上認定等を受けることを希望しない場合
- 認定等の対象となっている民間教育事業について、当該事業の要件（法第２条第５項第３号イから二まで）を満たさなくなる場合
（例：事業体制の変更により技芸又は知識の教授を行う者の人数が１人になる場合など）

※　認定等の取消事由に該当している認定事業者等が、偽りの内容により廃止の届出を行い取消しを免れたことが判明した場合には、当該届出の効果は発生しないため、認定等の取消しが行われ欠格事由に該当することとなる。

②　届出事項
- 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 廃止しようとする認定等事業の概要及びいずれの民間教育保育等事業に該当するかの別
- 廃止理由
- 廃止年月日

③　届出方法
- 原則として、オンラインで行うこと
- 共同認定である場合には、民間教育保育等事業者及び事業運営者の両方が内容を確認・合意した上で届け出ること

○　また、廃止の届出については、廃止年月日の２週間前までに行う必要がある旨、ガイドラインにおいて示すこととしてはどうか。

論点⑤ 認定等の表示

6）認定等

こども家庭庁

論点⑤　認定等の表示

○　法第23条第１項においては、認定事業者等は、認定等事業に関する広告その他の内閣府令で定めるものに、内閣総理大臣が定める表示（認定マーク）を付することができることとされており、当該表示を付すことができる対象物（広告等）について、内閣府令で定める必要がある。

○　また、同条第２項においては、何人も、同条第１項の規定による場合を除くほか、広告等に同行の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこととされており（罰則あり）、表示に当たっての留意事項等について、ガイドラインにおいて示す必要がある。

※　内閣総理大臣が定める表示（認定マーク）については、別途検討した後に、本検討会に報告予定。

前提・考え方

○　法第23条第１項の「認定等事業に関する広告その他内閣府令で定めるもの」の対象物を検討するに当たっては、次のような観点から、認定事業者等と外部の接点となる場所・機会を通じて、広く表示できるようにすることが適当である。

・　内閣総理大臣が定める表示（認定マーク）を通じ、あらゆる機会において、認定事業者等であるか否かを容易に判別できることは、民間教育保育等事業者のサービスを受ける保護者又は児童等にとって有益であること

・　認定等の表示を広く行うことができることは、事業者が認定等のメリットを享受し、認定等の取得を促すこととなること

・　本認定制度の社会的認知度が高まることは、社会全体として啓発等の効果があり、本法の目的達成に資すること

○　他方、認定等事業以外の事業について、あたかも認定等の対象になっているかのような表示を行うことは、認定制度に対する信頼を損なうこととなる。このため、認定等事業と認定等を受けていない事業の両方を行っている場合や、フランチャイズにおける表示の取扱い等について、ガイドラインで留意事項を示す必要がある。

6）認定等

論点⑤　認定等の表示

認定等の表示

対応案

○　法第23条第１項の「認定等事業に関する広告その他内閣府令で定めるもの」については、次表の①から⑥までのとおり、内閣府令に定めることとしてはどうか。

また、当該①から⑥までに掲げる事項ごとの具体例について、ガイドラインにおいて明確化することとしてはどうか。

内閣府令	ガイドライン（具体例）
①　認定等事業に関する児童等、社員、職員等の募集の広告又は文書	認定等事業の受講生の募集案内、求人広告　等
②　認定等事業の広告	認定等事業の案内パンフレット、認定等事業に携わる社員の名刺　等
③　認定等事業に関する宣伝、事業等に用いる物品	認定等事業のプロモーションのためののぼり旗、クリアファイル　等
④　認定等事業を行う事業所	認定等事業を行う事業所の受付、玄関ホール、看板、扉　等
⑤　インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報	認定等事業のウェブサイト　等
⑥　認定等事業の取引等に関する書類又は通信	認定等事業に関する契約書、電子メール　等

6）認定等

こどもまんなか
こども家庭庁

論点⑤　認定等の表示

認定等の表示

対応案（続き）

○　また、法第23条第２項の紛らわしい表示等に関する解釈を含め、次のような留意事項について、ガイドラインにおいて示した上で、広く周知を図っていくこととしてはどうか。

・　学校設置者等の対象事業については、内閣総理大臣の定める表示（認定マーク）の対象外であること
（学校設置者等が法に定める安全確保措置等の義務を適切に果たしていることを公表等することは、問題ない（場合によっては推奨される）こと）

・　民間教育保育等事業者が行う事業のうちに、認定等事業と認定等を受けていない民間教育保育等事業がある場合には、認定等事業に限って内閣総理大臣の定める表示（認定マーク）を付していることが分かるようにすること

・　事業者の異なるフランチャイズ事業者が、認定等事業と同一の民間教育保育等事業を行っている場合には、当該フランチャイズ事業者の行う事業が認定等を受けていない限り、内閣総理大臣の定める表示（認定マーク）を付すことはできないこと

・　内閣総理大臣の定める表示（認定マーク）が付されている事業者であっても、認定時現職者の犯罪事実確認の期限は認定から１年間であることを踏まえ、こども家庭庁のウェブサイトにおいて、認定時現職者の犯罪事実確認を完了しているかどうかを確認することが重要であること

・　内閣総理大臣の定める表示（認定マーク）が付されている事業者であっても、対象業務従事者でなければ、犯罪事実確認の対象とはなっていないことについて、認定事業者等が保護者からの求め等に応じて適切に説明することが望ましいこと

○　さらに、内閣総理大臣の定める表示（認定マーク）については、このような留意事項を踏まえて、分かりやすい表示となるよう検討を加えることとしてはどうか。